

各斜線9（各斜線の建築物の適用等）

(関係条文)
法56条2項

各斜線の建築物の適用（○：緩和適用あり ×：緩和適用なし）

	道路斜線	隣地斜線	北側斜線 (注2)	絶対高さ	日影規制	
					日影規制の適用 (日影規制制限 (斜めの部分) (注2))	日影図
手すり (開放性の大きいもの) (注1)	○	○	○	○	○	○
手すり (上記以外のもの)	×	×	×	×	×	×
昇降機塔等の部分 (令2条による)	○	○	×	○	○	×

(注1) 用語の定義-10 開放性の大きい手すり参照

(注2) 北側斜線の真北水平距離に応じた制限においては、建築物の全ての部分が制限の対象になる

公園、広場、川その他これらに類するもの（※緩和の適用については各々の条文を参照すること）

公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法による公園 ・開発による帰属公園（官による管理のもので、形態が明確なもの） ・官が管理する緑地
広場	<ul style="list-style-type: none"> ・官が管理する公開広場
川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法に基づく河川（準用河川も含む）
海	
線路敷	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎の敷地を除く
その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・里道（官による管理のもので、形態が明確なもの） ・水路（官による管理のもので、形態が明確なもの） ・その他行政目的による空地 （例、公共土木施設などで官による管理のもので、形態が明確なもの）

※日影規制、北側斜線は公園、緑地に対する緩和の適用がないので注意すること。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01
2024.04.01